

【カナダ】北朝鮮の人権問題に関する連邦議会報告

海外立法情報課長 鈴木 滋

* 2016年6月、連邦議会上院人権委員会は、北朝鮮における人権問題の現状を報告書としてまとめた。報告書は、この問題でカナダ政府が採るべき方策にも言及している。

1 報告書の作成経緯

2016年6月、連邦議会上院人権委員会（Standing Senate Committee on Human Rights）は、「忘れ去られた多くの人々：人権及び北朝鮮からの亡命者たち」と題する報告書（以下「報告書」）を発表した（注1）。

同委員会は、同年3月9日、北朝鮮の人権問題に関する調査に着手し、同年3月と4月、この問題について参考人から意見を聴取するため、会議を開催した。会議は2回開かれており、政府機関や人権団体の関係者、北朝鮮からの亡命者（以下「脱北者」）など、招致された参考人は10人に上る。この報告書は、参考人の証言や意見を踏まえ、脱北者が置かれた状況に焦点を当てつつ、北朝鮮における人権問題の現状をまとめ、併せて、カナダ政府が今後採るべき方策を述べたものである。

2 報告書の概要

報告書は、大別すると「北朝鮮における人権状況」、「脱北者の苦境」、「提言」という3つの部から構成されている。以下、この順で報告書の概要を紹介する。なお、報告書は、日本人を含む拉致被害者の問題には特に触れていない。

(1) 北朝鮮における人権状況

報告書は、参考人の陳述内容を紹介しながら、北朝鮮国民が置かれている劣悪な人権状況として、政府が個人の通信やメディアを極度に統制しており、国民が海外の動向を把握する手段が閉ざされていることや、著しい性差別が存在し、家庭内暴力などにより女性の人権が侵害されていることなどを例示している。次にこの問題をめぐる国際社会の取組が紹介され、2013年3月に国連人権理事会（United Nations Human Rights Council）が、「朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会」（Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea）（注2）を設置する決議を採択したことに触れている。報告書は、カナダ政府の対応にも言及しており、同決議及び、2016年3月に採択された安全保障理事会の決議（注3）においても、共同提案国として採択に尽力したこと、2005年から2015年にかけて、北朝鮮への人道支援として2800万ドル（注4）以上を供与したことなどを挙げている。この資金支援は、北朝鮮政府ではなく、「信頼に足るパートナー」（筆者注：民間の支援団体を指す）に対して行ったものである。

(2) 脱北者の苦境

報告書は、北朝鮮の人権状況を深刻化させている要素として、脱北者問題を取り上げている。ここでは、北朝鮮において、政府の許可を得ない出国は死刑に値する犯罪とされて

おり、特にアメリカへの入国を図る脱北者については、国の安全に対する脅威とみなされ、本人とその家族は、三世代にわたり強制収容所（concentration camp）に収容されるといった、参考人の証言が紹介されている。報告書は、脱北者について、その7割から8割を占める女性の置かれている状況を特に問題視しており、それらの女性たちは、出国先（特に中国）において、人身売買の被害者となる危機に直面していると述べている。次いで、参考人の陳述に依拠しながら、主な出国先（中国・タイ・米国・韓国）ごとに脱北者の状況がまとめられている。報告書によれば、中国は、北朝鮮との合意に基づき、脱北者については強制送還する政策を採っている。タイでは、強制送還はされないものの、不法入国者として拘留される者が常時100人から200人に上るといふ。報告書は、カナダについては、脱北者による入国申請件数が近年激減している（2012年720件、2013年150件、2014年5件以下、2015年申請なし）ことに触れた上で、脱北者の受入れを促進するための課題として、難民認定手続の改善などを参考人が挙げたことを紹介している。

(3) 提言

北朝鮮の人権問題に関し、カナダ政府が採るべき方策として、報告書が掲げた提言（全4項目）は、以下のとおりである。

○移民、難民及び市民権問題担当大臣（Minister of Immigration, Refugees and Citizenship Canada）は、当面の解決策として、「移民及び難民保護法」(Immigration and Refugee Protection Act: S.C. 2001, c.27) 第25条が定める裁量権（注5）に基づき、極めて過酷な状況にある脱北者については、入国を許可すべきである。

○移民及び難民保護法を改正し、難民に係る現行の定義に例外を設けることで、脱北者を難民として認定できるようにすべきである。

○外務省（Global Affairs Canada）は、北朝鮮における人権状況及び脱北者の事情に係る監視を継続し、また、公開討論会などにおいて、北朝鮮の人権問題について積極的な主張を行うべきである。

○北朝鮮における人権問題への各国の対応を主導し、北朝鮮への制裁実施と脱北者の人権擁護などについて、同盟国との協力を継続すべきである。これらの取組には、非政府組織（NGO）への支援、北朝鮮による人権侵害への国際的対応を調整するための行動、中国による脱北者強制送還を終わらせるよう主張すること、より多くの国が脱北者に定住の機会を提供するよう求めることなどが含まれるべきである。

注（インターネット情報は2016年10月17日現在である。）

(1) Standing Senate Committee on Human Rights, *The Forgotten Many: Human Rights and North Korean Defectors*, June 2016. <http://www.parl.gc.ca/content/sen/committee/421/RIDR/Reports/RIDR-NorthKoreanDefectors_e.pdf>

(2) 同委員会は、2014年3月、最終報告書を国連人権理事会に提出した。報告書は、次の外務省ウェブサイトで参照できる。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page18_000274.html>

(3) 安保理決議第2270号（Security Council Resolution 2270: S/RES/2270）を指す。同決議は、2016年1月に行われた北朝鮮の核実験を踏まえ、同国に対し各種の制裁を課したものである。

(4) 1カナダドルは約78円（平成28年10月分報告省令レート）。

(5) 第25条は、人道上の理由により正当化される場合、移民、難民及び市民権問題担当大臣が、外国人に対し通常の入国審査手続を免除できることなどを規定する。